

客引き行為等防止指導・啓発業務委託仕様書

1. 件名

客引き行為等防止指導・啓発業務委託

2. 履行期間及び時間

(1) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 履行頻度

週4日程度とする。

(3) 履行時間

午後4時から午後11時までの7時間とする。

2. 人員体制

本業務の遂行にあたり、対象地域において客引き行為等に対する指導・啓発を適切に行うに足りる人員体制（常時3名以上）を確保すること。

3. 業務内容

(1) 履行場所

「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき市長が指定する区域のうち、市が指定する場所。

(2) 指導・啓発方法

(ア) 客引き行為等に対する指導

公共の場所において、条例第4条第1項から第3項（第1項第2号を除く）に規定する客引き行為等を行っている者を発見した場合は、条例違反である旨を説明し、直ちに当該行為を中止するよう指導すること。なお、抗議等を受けた際は、威圧的な態度を避け、条例の目的と正当な業務執行であることを丁寧に説明し、理解と協力を求めること。

(イ) 広報啓発活動

チラシ配布等を通じて、市民、来街者及び客引き行為等を行っている者に対し、条例の普及啓発を実施すること。（配布物は市が提供する）

(ウ) 関係機関等との連携

自治会等の関係機関が実施する防犯パトロール（客引き対策関連）への同行要請があった場合は、市からの事前連絡に基づき、当該パトロールに同行し、必要な広報・啓発を実施すること。

(3) 管理・実施体制

(ア) 業務責任者の配置

受託者は、本業務を統括する「業務責任者」を置くこと。

業務責任者は、パトロール員の指導監督及び市との連絡調整・打ち合わせを行うこと。

業務責任者は、警備業法に基づく「警備員指導教育責任者」又はそれに準ずる資質を有する者であること。

業務責任者が不在となる場合は、同等の責任を有する「業務副責任者」を置くこと。

業務責任者には常時携帯電話を所持させ、緊急時の連絡体制を確保すること。

(イ) パトロール員の要件及び装備

パトロール員は、未成年でない者であること。

業務目的を理解し、責任感を持って業務を遂行できる心身ともに健康な者であること。

自社規定の制服（市民に不快感を与えない端正なもの）を着用し、その上に市が貸与する「客引き行為等適正化指導員」用のメッシュベスト等を着用すること。

自社の身分証明書及び市が発行する「客引き行為等適正化指導員証」を常時携帯すること。

拡声器、ノート型パソコン等の必要機材を携帯・使用すること。

(4) 報告義務

(ア) 名簿等の提出

業務開始前までに、従事者名簿（経歴・武道段位等を含む）及び緊急連絡網を市に提出すること。

(イ) 定期報告

業務完了報告書（日報・総括表）：月2回（前期・後期）提出すること。

業務完了報告書（月報）：翌月5日までに提出すること。

業務報告書（年報）：履行期間終了後14日以内に提出すること。

(ウ) 業務連絡会

原則月1回以上開催される業務連絡会に出席し、市との情報共有を図ること。

(5) 業務実施条件

受託者は、警備業法第4条の認定業者であり、過去5年以内に法に基づく行政処分を受けていないこと。

受託者は、従事者に対し、条例の内容や「特別な法的権限を有していないこ

と」を十分に教育すること。

再委託は一切認めない。

業務遂行中に発生した事故や第三者への損害については、受託者が一切の責任を負い、賠償すること。

4. 遵守事項及び留意事項

- (1) 業務開始前に市と連絡を取り、最新の情報を収集すること。
- (2) 通行の妨げや店舗の営業妨害と誤解されないよう注意し、地理案内等の問い合わせには誠実に対応すること。
- (3) 事件・事故や要保護者を発見した場合は、速やかに警察・消防等へ通報し、市へ報告すること。
- (4) 災害発生時は、市の指示に従い安全を確保しつつ、現場確認等の対応を行うこと。

5. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に必要な措置を講じること。また、秘密保持義務は契約終了後も継続するものとする。

6. 労働基準法の遵守

受託者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業者の労働条件を適正に管理すること。市から求めがあった場合は、賃金支払状況や財務状況について報告しなければならない。

7. 支払方法

各月の履行検査完了後、受託者からの適正な請求に基づき、月払いで支払うものとする。

8. 協議

本仕様書に定めのない事項、又は業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度市と受託者が協議して定めるものとする。

9. 担当部署

四日市市 市民生活部 市民協働安全課（担当：谷・松岡）

電話：059-354-8179 FAX：059-354-8316

Email：shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp